

構造改革特別区域計画

1 特別区域計画の作成主体の名称

横浜市

2 構造改革特別区域の名称

国際 IT ビジネス交流特区

3 構造改革特別区域の概要

横浜市の区域の一部

(横浜市港北区新横浜一丁目、二丁目の全部、新横浜三丁目、小机町、新羽町、鳥山町の一部)

(別紙による)

4 構造改革特別区域の特性

横浜市は総合計画「ゆめはま2010プラン」において新横浜を都心と位置づけ、同地区を臨海部の都心と並ぶ「ツインコア」として発展させていくことを目指している。新横浜一丁目～三丁目など北部地区を核に、横浜アリーナ、横浜国際総合競技場、羽沢地区などの周辺地区を計画的に開発整備し、総合的な機能を備えた大都市にふさわしい北の玄関として横浜の新しい顔となる都心の形成を進めている。

新横浜一丁目～三丁目には約 80ha に 300 社を超える IT 関連企業が集中している。また、市内で外資系企業に最も人気が高い地区でもあり、バリアン・セミコンダクタ・イクイップメント、アシストジャパンをはじめ、日本ケイデンス・デザイン・システムズ、エリクソン、アームなど世界的な IT 関連企業が、日本本社や研究開発拠点を置いている。国内企業では、図研、マクニカ、イノテックをはじめ富士通、NEC の関連企業、リコー、ロームなど、我が国を代表する半導体開発や IT 関連商社などが集積しているほか、多数のベンチャー企業が立地している。

これらの企業では、外資系だけでなく日本企業でも半導体設計やソフトウェア開発などについて外国人技術者を多数採用しており、欧米だけでなく、中国、台湾、インドなどアジアの情報関連の技術者が増加している。

国内の大手半導体メーカー 11 社が均等に出資して最先端の半導体技術開発を進める、(株)半導体理工学研究センター (STARC) のようなシステム LSI やデジタル家電開発のハブ的な機能を担う機関が立地している。

この集積を活かし IT ビジネスネットワークを形成するため、地区内の企業が中心になって、横浜市とともに H15 年 3 月から概ね 3 ヶ月に 1 回、情報交換会である「新横浜 IT クラスタ交流会」が開催され、毎回 50～60 社、100 名程度(技術を持った企業に限定)が参加し、新しいデジタル家電機器開発に関する共同開発プロジェクト提案や産学連携のプロジェクトの紹介などが行われ、地区内の企業間や大学との連携が進んでいる。(交流会メンバー企業 = 約 180 社)

平成 16 年 12 月に策定された「横浜市 IT 産業戦略」において、新横浜地区も市内 IT 産業の中心的な拠点として位置付けられている。

5 構造改革特別区域計画の意義

IT技術の活用による製造業の革新

携帯電話やレコーディングDVD、デジタルTV、デジカメなどのデジタル家電が我が国のリーディング産業として期待されている。京浜工業地帯の一翼を担い、戦後の我が国の高度経済成長をリードしてきた横浜には、一般機械、電気機械など加工組立型の製造業が高い密度で集積している。なかでも、電気機械産業ではパナソニック、日立、ビクターなど我が国を代表する世界的エレクトロニクス関連企業や研究開発拠点が立地し、更にこれらをサポートする中小下請企業が集積している。これらの企業の多くが、臨海部から新横浜を経て鴨居、中山など鶴見川を遡上するかたちで展開しており、新横浜は半導体設計・開発の集積と技術力において、文字どおりその結節点となる地域である。

我が国の製造業は、中国への進出などによって空洞化が進んでおり、横浜もその例外ではない。今後、我が国がこれまでの自動車や家電に代わりうる、国際競争力を持った製品をどのように開発できるかが日本経済にとって緊急の課題である。コスト競争に巻き込まれるような量産品市場では、我が国の競争力は弱く、地価や人件費の高さに見合う高付加価値型の商品開発を行う必要がある。この鍵を握っているのがデジタル家電などPC以降の次世代IT産業である。新横浜地区の半導体開発をはじめ、市内に大手家電セットメーカーが立地している横浜は、デジタル家電開発など次世代IT産業に必要なすべての条件を備えた我が国で唯一の地域として、今後、日本の国際競争力の源泉となるべき地域である。

新横浜の半導体開発技術を横浜の得意分野であった家電の製造技術と結びつけ、我が国製造業の復活を促すことによって、新しいネットワーク型の経済モデルを全国に発信していく。その際、新横浜地区が担うのは、次世代IT産業の核となる半導体開発であり、このためには国境を越えた、世界中の頭脳や技術の結集が必要である。構造改革特区を活用し、新横浜地区でグローバルな技術の発展を促し、デジタル家電を中心に次世代IT産業の新製品開発を行い、これによって作られる新しいマーケットがさらに新しい開発を喚起するような好循環を生み出す創造的IT関連産業クラスターを形成していく。

大学・研究機関との連携

「我が国においては伝統的に産業界と大学とは、技術の研究開発の面では比較的相互に疎遠な関係であったことは否めない。これは、これまでが大学は学問の府として研究を担い、産業界は産業技術の開発を担えば相互に何の依存関係がなくても事足りた時代でもあったからである。また、基礎は欧米諸国に仰ぎ、我が国はそれを基にした技術の応用を専らにするという長い歴史が存在したことも事実である。しかし、我が国の持てる研究開発力を基礎から応用に至るまで総合的に発揮し、我が国の半導体産業が先端性と競争力を維持し技術を世界的に牽引するには、このような状況を傍観することは許されず、産業界と大学の有効な協力関係を構築することが必須である。(株)半導体理工学研究センターは、このような時代の要請に鑑み、日本の半導体関連民間企業より資金を募り、シリコン半導体技術の基礎分野についてしかるべき規模をもって、日本の大学への研究委託、あるいは大学との共同研究を遂行し、我が国の技術基盤の強化と先端競争力の維持を実現し、これにより我が国の産業社会へひいては国際的な産業社会へ貢献することを目的に設立するものである。」これは、半導体理工学研究センター(STARC)の設立趣旨から抜粋したものである。STARCは研究開発のロードマップを定め、目的にあった大学等を審査し、年間2000万円、5年間で1プロジェクトにつき、1億円の支援を行っており、財源は民間企業の資金でまかなわれている。こうしたハブ的機関のポテンシャルを最大現に引き出すことが重要である。

新横浜企業と横浜市立大学との連携によるRFID(無線ICチップ)を活用したメディカルシステムの開発や武蔵工業大学と新横浜企業のインターンシップや企業からの講師派遣など技術や人的な交流事業が行われているほか、個々の企業ベースでは全国の大学との活発な産学連携が進められている。

世界の頭脳や技術の活用

今や我が国は携帯電話やデジカメ、液晶など、次世代 IT 産業の技術開発では世界のフロントランナーとなっている。半導体など次世代 IT 関連の外資系企業にとって従来のような製品輸出の拠点やローカライズに伴う仕様変更的な開発ではなく、最先端の開発ニーズやマーケット動向に関する情報収集などを行う適地として、新横浜は独自の評価を受けており、あたかも国境が存在しないかのように世界中から技術者が集まり、新製品開発や情報収集活動が頻繁に行われている。

日本企業でも、半導体や電子部品などの開発に日本の大学を卒業したアジアの留学生を技術者として雇用したり、インターンとして受け入れを行う例がみられる。特に、インド人技術者は直接本国から数ヶ月間派遣され、客先(オンサイト)で開発を行い、一定期間を経てその後は帰国し、インドで開発を行う(オフショア)形態をとるなど、事業連携の形態が多様化している。また、IT 関連商社では海外の優れた技術を持ったベンチャー企業の社員を従業員として雇用したり、派遣を受けたりして、日本市場でのローカライズやアフターサービスなどにあたらせ、軌道に乗るものに関しては、独立創業させるなど、インキュベーションを行うケースも見られる。

IT 産業を支える人材育成・能力開発

2004 年 12 月に策定した「横浜市 IT 産業戦略」の中では、基本戦略の一つとして「人材育成」を掲げ、IT 産業を担う優秀な人材を育成していくこととしている。

IT 産業の分野において国際競争力を維持するためには、世界中から優秀な技術者が集めるだけでなく、地域内で IT 産業分野の優秀な人材を育てる仕組みが必要で、それらが相互に交流することが大切になってくる。特に、大学・専門学校などにおいては、IT 関連の講座を実施したり、研究室での研究活動を行ったりしながら、専門的な技術者を育成するとともに、インターンによる企業派遣や地元企業との共同研究を行うなど、高度で実践的な技術者の育成や、地域の企業・研究者との交流に大きな役割を果たしている。

こうした大学・専門学校などが有する IT 技術者育成の教育カリキュラムを、社会人や市民を対象に活用することは、地域に埋もれている人材の育成において非常に高い効果が見込まれており、これらのカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図る。

独自の企業誘致制度の活用

2003年問題や都市再生、新幹線の品川駅停車など東京への再集中が加速し、企業誘致をめぐる都市間競争は厳しさを増している。次世代IT産業の拠点として新横浜地区での拠点形成が必要である。構造改革特区の指定とあわせて横浜市独自の企業誘致インセンティブを整備し、企業誘致を促進する。

6 構造改革特別区域計画の目標

製造業経営革新ビジネスモデルの提起

一般機械や電気機械など加工組立型の製造業復活のシナリオを示し、IT産業の強みを存分に活かして、デジタル家電など次世代IT産業の拠点として成長させていくため、IT事業者などとともに「IT産業戦略」を策定し、共通の目標のもと事業者間のネットワーク形成を促進する。また、「新横浜ITクラスター交流会」などの場で提案される、新しい情報家電開発プロジェクトなどを横浜市として支援し、IT関連事業者と製造業者が、双方の強みを発揮して連携できる機会を生み出し、新横浜を拠点とした成功事例を示していく。

産学連携の促進

STARCフォーラムは、全国の大学に対し半導体開発助成金交付に関する研究テーマを示すために毎年京都で開催されてきたが、一昨年から横浜でも開催されることとなった。産学連携の拠点性を高めるため、開発された技術の実用化を新横浜周辺のベンチャー企業に行わせるなど、半導体開発と応用のハブ的機関として、今後はSTARCとの連携をいっそう強化していく。

横浜市立大学医学部と新横浜地域内企業との共同開発プロジェクトの支援や武蔵工業大学の学生のインターン受け入れ支援を行い、大学と地域が技術や人材などの相互交流を新横浜ITクラスター交流会などを通じて促進する

世界の頭脳や技術の活用

次世代半導体産業の集積の強みをさらに引き出すために、競争と協調が促される創造的IT産業クラスター形成を進める一方、羽田の国際化を見据えるなど国際・国内のアクセスの向上を図る。

外国人技術者の受け入れ環境を整備することによって、世界の頭脳や技術が集まりやすいオープンな産業風土を形成していく。

IT産業を支える人材育成・能力開発

大学、専門学校等において、社会人などを対象としたIT関連のカリキュラム等を実施し、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図る。

独自の企業誘致制度の活用

構造改革特区指定による規制の特例措置とあわせて、新横浜地区に的を絞った、「横浜市重点産業立地促進助成の都心進出特例助成」によってIT、バイオ等を重点産業に指定し、集積を促進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会経済的効果

ITを活かした製造業の経営革新

新横浜を拠点として、356万市民のニーズを活かしつつ、市内製造業の技術を活かしてモデル的に開発した次世代IT機器が、新しい成功事例となって新しいマーケットを作り出している。

産学連携の促進

新横浜地区は、STARCの存在など半導体開発の産学連携ではハブ的な機能を担う地区となっており、新横浜の企業との共同開発プロジェクトや学生のインターン受け入れや企業の技術者が大学で講義を行うなど、大学と地域が技術や人材などの相互交流を活発に行っている。

世界の頭脳や技術の活用

外国人技術者の受け入れ環境を整備し、新横浜地区を世界の技術者が集まりやすい場所とすることで、研究者たちが自由に創造性を発揮し、最先端の次世代IT製品や技術の開

発を行い、ITを生かした製造業の経営革新などにも貢献している。

IT産業を支える人材育成・能力開発

大学・専門学校等において、社会人などを対象としたIT関連のカリキュラムを開設することで、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を区域内で推進することができるとともに、ITの開発に携わる技術者のすそ野を拡げることにも貢献している。

独自の企業誘致制度の活用

平成16年3月現在、新横浜地区には約50社の外資系企業が立地し、従業者数は約2500人となっている。平成21年時点で同地区の外資企業を75社、従業者数約1250人に50%増加させる。これによる生産誘発額は約330億円、誘発雇用者数は1900人（1250人を含む）と見込む。

8 特定事業の名称

該当番号	事業名
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
1132	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

新横浜周辺地区は新幹線等による全国展開の容易さが評価され、デジタルカメラや携帯電話などPC以降の半導体関連産業が成長している。横浜市は、「横浜市IT産業戦略」の中でも、同地区を日本を代表するIT関連産業の創造的国際拠点として発展させることとしており、その成功モデルを全国に波及させていく。

このため、平成20年度までに新幹線「ひかり・のぞみ号」の増停車を実現し、あわせて、乗降客数の増加に伴う駅舎の整備、ペDESTリアンデッキなどによる快適な歩行者導線の確保や駅ビル整備などをJR東海とともに実現する。

また、平成22年度までに首都高速横浜羽田線生麦ジャンクションと第三京浜港北インター間を自動車専用道路で直結し、新横浜ランプを整備する。羽田空港は2009年までに国際化が行われる予定であり、国際・国内空港とのアクセス向上によって、新横浜地区の拠点性を強化し、業務・商業等多様で広域的な機能強化を図っていく。

こうしたハード面での街づくりとあわせて、横浜市はSTARC、ARM、イノテックなど新横浜地区の主要企業とともに「新横浜ITクラスター交流会」を開催し、官民一体となった全国初のユニークな連携を行っている。「交流会」では事業者間の連携を強化する情報交換会をはじめ、それぞれの強みを活かした共同プロジェクトの提案などが行われており、これらを契機とした連携を横浜市は支援している。

また、構造改革特区による措置とあわせて、横浜市独自の企業誘致インセンティブを適用し、同地区を戦略的な成長を促す地域として位置づけ、半導体関連等次世代IT産業の拠点形成を進めていきたい。

（詳細は別葉）

事業の概要		スケジュール等														
個別プロジェクトの推進																
新横浜駅・北口周辺地区総合再整備	<p>新幹線「のぞみ・ひかり号」の増停車、乗降客の増加による新幹線駅舎の狭隘化、北口駅前広場の交通混雑解消、バリアフリー化などの課題の一体的解決を図る。</p> <p>事業費 約230億円 (横浜市:約90億円、JR東海:約140億円-除駅ビル)</p> <p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 新幹線駅舎の改良 (JR東海) 歩行者デッキの整備 (横浜市) 駅前広場の再整備 (JR東海) 交通結節点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階: 屋内の広場・連絡通路整備 (横浜市) ・ 1階: タクシー乗降場 (JR東海) ・ 地階: 駐車場整備 (JR東海) ・ 3階以上: 駅ビル整備 (JR東海) 南北連絡通路の整備 (横浜市) 	H15～20年度														
新横浜長島地区市街地開発事業	<p>新横浜駅周辺のハイテク産業と連動した研究開発機能等を集積する地区として開発</p> <p>約13.2ha (街区面積: 約7.2ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地区-----約4.0ha、 住宅複合地区----約1.3ha、 都市型工業地区--約1.5ha、 公共公益地区----約0.5ha 	H8～16年度														
インフラ整備検討																
横浜環状北線建設と新横浜出入口整備	<p>第三京浜港北インターチェンジから首都高速横浜羽田空港線生麦ジャンクションを連絡する自動車専用道路建設。新横浜には出入口を整備。</p> <p>計画の諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>起点</td> <td>都筑区川向町(第三京浜道路港北インターチェンジ)</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>鶴見区生麦二丁目(横浜羽田空港線生麦ジャンクション)</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約8.2km (うちトンネル部約5.9km)</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>新横浜出入口、馬場出入口、新生麦出入口</td> </tr> <tr> <td>計画交通量</td> <td>40,000～54,000台/日(環境アセスメントで用いた交通量)</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>首都高速道路公団</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約4,170億円</td> </tr> </table>	起点	都筑区川向町(第三京浜道路港北インターチェンジ)	終点	鶴見区生麦二丁目(横浜羽田空港線生麦ジャンクション)	延長	約8.2km (うちトンネル部約5.9km)	出入口	新横浜出入口、馬場出入口、新生麦出入口	計画交通量	40,000～54,000台/日(環境アセスメントで用いた交通量)	事業者	首都高速道路公団	事業費	約4,170億円	完成予定 平成22年度
起点	都筑区川向町(第三京浜道路港北インターチェンジ)															
終点	鶴見区生麦二丁目(横浜羽田空港線生麦ジャンクション)															
延長	約8.2km (うちトンネル部約5.9km)															
出入口	新横浜出入口、馬場出入口、新生麦出入口															
計画交通量	40,000～54,000台/日(環境アセスメントで用いた交通量)															
事業者	首都高速道路公団															
事業費	約4,170億円															
インセンティブ																
企業立地促進助成	<p>重点産業立地促進助成制度(横浜市)</p> <p>IT、バイオ等、市が指定する産業で一定の条件を満たした企業が、横浜市に進出する場合、300万円を限度として助成金を交付する。</p>	実施中														
	<p>横浜市重点産業立地促進助成の都心進出特例助成(横浜市)</p> <p>新横浜駅周辺又は都心臨海部にIT、バイオ等、市が指定する産業で一定の条件を満たした企業が進出する場合、600万円を限度として助成金を交付する。との併用は出来ない。</p>	実施中														
	<p>小規模オフィス創出促進助成制度(横浜市)</p> <p>新横浜駅周辺又は都心臨海部で小規模事業者向けに情報インフラの整備など市が決めた一定の条件に適合するように民間ビルの改修を行うビル事業者に対し、300万円を限度に工事費用の助成金を交付する。</p>	実施中														
企業立地促進融資	<p>産業立地促進資金(横浜市)</p> <p>新横浜地区など市が定める産業立地促進拠点に進出する市外企業に対し、3億円を限度に融資を行う。</p>	実施中														

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置を受けようとするもの

当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する
外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・ (株)内藤電誠町田製作所
- ・ マイウェイ技研(株)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画後直ちに

4 特定事業の内容

- (1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等
に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局におい
て、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理

事業所名	所在地	概要	外国人の活動内容
(株)内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ 開発支援装置の設計開 発・製造 携帯電話、CATV用パワ ーアンプモジュールの 製造 その他	特定情報処理活動
マイウェイ技研(株)	横浜市港北区新横浜 1-14-15	パワーエレクトロニク ス、メカトロニクスの 研究開発、製品試作 太陽光発電、風力発電、 燃料電池発電など新エ ネルギー分野の研究開 発 モーター制御、電源装 置、電力変換装置など 省エネ機器の研究開発	特定情報処理活動

(2) 事業が行われる区域

横浜市港北区新横浜一丁目、二丁目の全部、新横浜三丁目、小机町、新羽町、鳥山町の一部

5 当該規制の特例措置の内容

IT 関連の開発に関しては外国人 IT 関連技術者の活用が進んでおり、今後、IT ビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開され、新横浜地区の IT ビジネスが更に拡大していくためには、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理の特例を受け、外国人 IT 関連技術者が迅速に申請手続等を済ますことができる環境が必要であり、これにより外国人 IT 関連技術者が技術開発や事業活動に専念することができ、ボーダレスな事業活動がスムーズに展開することができる。

こうした措置の効果として、新横浜地区を中心とした IT 産業クラスターの形成につながることを期待される。

別紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 規制の特例措置を受けようとするもの

当該特区地区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・ (株)内藤電誠町田製作所
- ・ マイウェイ技研(株)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 次に掲げる事業所において従事する外国人情報処理技術者の受入れ促進

事業所名	所在地	概要
(株)内藤電誠町田製作所	横浜市港北区新横浜 2-7-20	マイクロコンピュータ開発 支援装置の設計開発・製造 携帯電話、CATV用パワーアン プモジュールの製造 その他
マイウェイ技研(株)	横浜市港北区新横浜 1-14-15	パワーエレクトロニクス、メ カトロニクスの研究開発、製 品試作 太陽光発電、風力発電、燃料 電池発電など新エネルギー 分野の研究開発 モーター制御、電源装置、電 力変換装置など省エネ機器 の研究開発

(2) 事業が行われる区域

横浜市港北区新横浜一丁目、二丁目の全部、新横浜三丁目、小机町、新羽町、鳥山町の一部

5 当該規制の特例措置の内容

新横浜地区には、国内の大手半導体メーカー11社が均等に出資して最先端の半導体技術開発を進める(株)半導体理工学研究センター(STARC)やシステムLSIのIP(半導体の設計情報などに関わる知的所有権)の取引所である(株)IPTCなどシステムLSIやデジタル家電開発のハブ的な機能を担う機関が立地している。

また、新横浜一丁目～三丁目には約 80ha に 300 社を超える IT 関連企業が集中しており、世界的な IT 関連企業が日本本社や研究開発拠点を置いているとともに、国内企業でも我が国を代表する半導体開発や IT 関連商社などが集積し、多数のベンチャー企業も立地している。

これら新横浜の IT 関連企業が集まって「新横浜 IT クラスタ交流会」を年 4 回程度開催しているなど、企業間の交流が深まり、連携などが出てきていることから、今後、新横浜地区における IT 関連企業の集積はさらに進むものと見込まれる。

これらの IT 関連企業においては、すでに外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、本特例の適用を受け、最長 5 年の長期間の在留期間の特例を受けることにより、情報処理技術者が安定的に技術開発や事業活動に専念し、特区内を拠点にボーダレスな事業活動を展開することができる。

また、新横浜地区の IT 関連開発企業の中には、海外のベンチャー企業が開発した技術や製品を日本国内に輸入する商社としても事業活動を行っているところもあり、国内での販売を行うにあたって海外のベンチャー企業の社員を、一旦は自社の社員として雇用契約を行ったうえで、「技術」などの在留資格で来日させ、日本向けの仕様の変更やアフターサービスなどに当たらせることが多い。その際、同社が代理店として、販路を開拓し、その後の販売やアフターサービスを行うケースと、一定の軌道に乗った後に技術資格で来日した米国のベンチャー企業の社員を独立させ、別会社を設立して販売やサービスの提供を行わせるケースがあり、その際、「技術」資格で来日していた外国人では行えない「投資・経営」の在留資格が必要となる活動が多くなることから、円滑な事業展開に支障をきたしている。このため、本特例の適用を受け、「技術」資格で来日した外国人 IT 技術者が、契約、販売など「投資・経営」で認められている活動を行えるようになることで、特区内の企業が円滑に事業を遂行することができる。

当特区内においてこうした措置が認められ、企業側がこの特例を活用することによって、当地区内において IT 関連の活発な技術や製品の流通が期待できるとともに、この事例をブレークスルーとしてさらに活発な特例の活用を促し、当地区内における IT 関連産業クラスターの形成につながることを期待される。

別紙 - 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人岩崎学園

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座（実践コース） 別添資料1のとおり

初級システムアドミニストレータ講座（基本コース） 別添資料2のとおり

(2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業

大臣に協議するものとする。

別 紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人岩崎学園

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座（実践コース）	別添資料3のとおり
基本情報技術者講座（基本コース）	別添資料4のとおり
基本情報技術者講座（専門学校コース）	別添資料5のとおり

(2) 修了認定の基準

当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定

の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。